

## 堺地域医療連携支援センター

### 1 設置目的：

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で、在宅医療や介護サービスを途切れることなく受けることができ、安全・安心に生活が続けられるよう、地域の医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談への対応や、他職種連携支援など、在宅医療サービスに関する幅広い支援を行うため、専用窓口を設置する。

医療情報の提供、医療や介護の連携調整などの支援を行うことにより、多職種間の相互理解や情報共有が行える体制を構築する。

### 2 設置時期：平成29年7月21日（金）（予定）

### 3 委託元： 堺市（在宅医療介護連携推進事業） 実施： 堺市医師会

### 4 センター設置場所：堺市医師会館2階

### 5 受付時間：平日、月～金曜日、9時から17時

### 6 配置員：

在宅医療・介護サービスの知識を有する看護師または保健師  
医療介護連携や事務手続きなどの知識を有する事務職員

### 7 対象：

医療・介護関係者、地域包括支援センター、基幹型包括支援センター、  
専門機関 他

### 8 業務内容： 在宅医療を行う上で困ったことを相談できる窓口

#### ○在宅医療に関する専門相談窓口の設置

- ・かかりつけ医の紹介、在宅診療医の紹介
- ・在宅診療医・訪問看護師・ケアマネジャー等から他科の訪問診療医・在宅歯科医師・訪問薬剤師の紹介
- ・在宅医療体制強化のための訪問看護の導入相談

（介護サービスの紹介は、地域包括支援センター、基幹型包括支援センターへ繋ぐ）

#### ○入院から在宅移行のための退院支援

#### ○多職種・多機関間の連携推進

#### ○在宅医療の診療報酬請求、在宅医療支援診療所届出等支援（医科に関する こと）

#### ○在宅医療・介護連携に関する相談に対する資料整理・保管

#### ○その他、在宅医療介護連携に関すること

# 在宅医療・介護連携支援センターの設置について

## ～退院しても在宅で安心して過ごすために～

### 堺地域医療連携支援センター (医療・介護関係者向け)

#### 【目的】

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で、在宅医療や介護サービスを途切れることなく受けることができるよう、医療機関や介護事業者からの相談に対する支援や情報提供等を行うセンター機能を有することで、在宅で安全・安心に過ごしていただくことをめざす。

#### 【業務内容】

在宅医療・介護の連携の推進、相談支援、調整など

- ①在宅医療・介護連携に関する医療・介護関係者、地域包括支援センター及び行政機関からの相談支援
- ②退院時の、病院と地域医療関係者と介護関係者の連携調整  
特に、退院支援ルールが整備されていない地域における、医療機関から在宅への円滑な移行が困難な事例について、医療・介護の関係者に対して調整支援を行う。
- ③地域の医療機関・介護事業者相互の紹介

#### 【配置員】

- 医療・介護保険の知識を有する看護師または保健師
- 診療報酬や事務手続き等の知識を有する事務職員

### 在宅医療・介護支援者

薬局 歯科診療所 介護事業所等

診療所 有料老人ホーム・サ高住

特養・老健 訪問看護ステーション

保健所・保健センター 病院

在宅介護支援センター

認知症疾患医療センター

### 地域包括支援センター

医師 ケアマネジャー 保健師

歯科医師 歯科衛生士 介護職等

薬剤師 管理栄養士 リハビリ職

看護師 医療事務職 社会福祉士

精神保健福祉士 . . . 等

相談

支援